資料3

※一部非公表資料除く。

議事(3)

コンプライアンス確保に関する取組について

各広域振興局地域連携・振興部総務防災課長 各 部 (局) 主 管 課 長 議 会 事 務 局 総 務 課 長 監查委員事務局監查第一課長 人事委員会事務局総務任用課長 労働委員会事務局総務調整課長 教育庁管理部総務企画課長 警察本部総務部会計課長

総務部入札課長

建設工事等に係る入札情報の取扱等について(通知)

先般、新名神高速道路の用地買収に関する指名競争入札で、特定の業者に便宜を図った として、京都府土地開発公社の職員が、官製談合防止法違反の疑いにより逮捕される事件 が発生しました。

京都府においては、公契約大綱に基づき建設工事等の発注事務に関し、「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」(以下「指針」という。)及び「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」(以下「要綱」という。)を策定し、秘密の漏えい防止や入札に係る非公開情報に関する問い合わせへの対応等の措置を講じてきたところですが、今回の事件発生を受け、一層気を引き締めて対応することが必要と考えております。

つきましては、建設工事等を所管される各所属においては、改めて指針及び要綱を関係 職員に徹底し、入札情報の取り扱い等について万全を期していただきますようお願いしま す。

公契約大綱

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事を中心として、 具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

Ⅱ 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を 実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

Ⅲ 府が取り組むべき内容

上記Ⅱの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。 なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

- 1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保
 - ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
 - ◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等を設定します。
 - ◆翌年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組により施工時期を平準化します。
 - ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
 - ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
 - ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争(ダ

ンピング) への対応を強化します。

- ◆災害時等において緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用します。
- 2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進
 - ◆府内企業(府内に本店を置く企業)への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
 - ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
 - ◆情報通信技術の活用等により生産性を向上します。
 - ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
 - ◆入札執行残分を地域の事業に還元します。
 - ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
 - ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。
 - ◆物品調達において、府内中小企業(府内に本店又は営業所等を置く中小企業) の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。
- 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保
 - ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
 - ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
 - ◆重層的な下請構造を改善します。
- 4 事業活動における社会貢献の確保
 - ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
 - ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

- 1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保
 - ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
 - ◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
 - ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
 - ・不適正事案における調査への協力
 - ・下請重層化の抑制
- 2 事業活動における社会貢献の実施
 - ◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
 - ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
 - ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDC Aサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

【別紙】

1 健全な競争環境の下で適正な契約を確保する取組

(1)透明性、公平性、競争性を確保する取組

- ○一般競争入札を基本とし、予定価格 1, 0 0 0 万円未満の建設工事は、原則指名 競争入札とする。
- ○建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- ○建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- ○入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運 用管理の一元化を段階的に実施する。
- ○建設工事について電子入札を全面的に実施する。

(2) 適正な工期を設定する取組

- ○「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、適正な 工期で契約を締結する。
- ○週休2日の現場閉所を行う工事を試行する。
- ○契約締結後においても、設計図書に示された施工条件と実際の現場の不一致、予期せぬ特別な事態の発生など受注者の責によらない事由が生じ、必要と認められるときは、受発注者協議の上、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。
- ○労働力や工事の資機材確保のため、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択で きるフレックス工期制度を活用する。

(3)施工時期を平準化する取組

- ○建設工事において繰越明許費や債務負担行為を活用し、翌年度にわたる工期設定 を行う。
- ○主な建設工事において中長期的な発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。
- ○測量等業務委託において発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。

(4) コンプライアンス対策の取組

- ○情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注 担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、 業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原 則複数職員で対応し記録)
 - ・発注担当職員以外の入札情報(設計額、予定価格等)へのアクセスを制限する。
 - 決裁ルートを必要最小限とする。
 - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。(非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告)
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
 - 電話録音機を導入する。
- ○組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
 - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触 制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
 - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置する。
 - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内

部通報制度の活用)

- ○不正事案に対する厳罰化 (ペナルティ強化) を図る。
 - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。(最大36箇月)
 - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

(5) ダンピング対策の取組

- ○公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- ○最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- ○建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- ○建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- ○建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
 - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏ま え制度の見直しを検討する。
- ○測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

(6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

- ○災害時等においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、工事の緊急 度や実施する企業の体制等を勘案し、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工 事等については随意契約を、その他の災害復旧工事等については指名競争入札を 活用するなど、緊急性に応じた入札・契約方法の選択に努める。
- ○災害等発生後、一時的に需給がひっ迫し、労務や資機材等の調達環境に変化が生 じ、積算に使用する価格と実際の取引価格がかい離しているおそれがある場合等 においては、見積を徴取し予定価格を設定する。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(1) 府内企業への発注の徹底

- ○地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、 原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を 認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
 - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの(第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査)については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
 - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査す る。
- ○下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- ○府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

(2)技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- ○建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- ○優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- ○特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。(応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保)

(3)総合評価競争入札の活用

○地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。

- ○災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。
- ○中長期的な公共工事の品質確保等のため、工事の性格や地域の実情等に応じ、若手技術者の配置等を評価する工事を試行する。

(4) 事業費の入札執行残分の有効活用

○建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

(5) 生産性向上の取組

- ○情報通信技術の活用等により、工事に関する情報の集約化・可視化を推進し、受 発注者間の情報共有システムの活用や検査書類の簡素化等により作業の効率化を図る。
- ○施工段階における情報通信技術の活用を促進するため、ICT活用工事を実施した受注者に対し、工事成績評定において評価する制度を試行する。

(6) 暴力団や不良不適格業者の排除

- ○下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- ○立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

(7) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

○物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性 を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

(1)元請下請関係の適正化

- ○労働関係法令等の遵守を契約(下請契約を含む)に明記する。
- ○「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
 - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
 - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
 - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を 講じる。
 - ・関係機関(関係法令の処分権限者)との連携を強化する。

(2) 重層的な下請構造の改善

- ○特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
 - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正である ことが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

4 事業活動における社会貢献を確保する取組

(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- ○障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献 を行う企業から物品を優先調達する。
- ○建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- ○グリーン入札(環境配慮企業からの物品の優先調達)を推進する。
- ○建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針

平成24年9月5日策定

第1章 発注担当職員の心構え

- 1 発注担当職員は、地方公務員法、京都府職員服務規程、京都府地方機関処務規程、京都府発注事務に関する職員倫理規程、職員の綱紀の保持に係る依命通達その他の関係法令等に加え、この行動指針を遵守することにより、公表前における予定価格、最低制限価格、競争参加業者名、設計価格及びその他発注事務に関する秘密の漏えいを防止するとともに、府民の疑惑や不信を招くことのないようにしなければならない。
- 2 発注担当職員は、発注事務に関する秘密を漏えいすることのないよう十分に注意するものとし、予定価格の事後公表(入札実施後の公表をいう。以下同じ。)をする建設工事については、起工伺いに際し当該建設工事の設計価格を知り、又は推測できる情報を得たときから、落札者が決定されるときまでの間においては、特別の注意を払わなければならない。

第2章 定義

- 1 この行動指針において「発注事務」とは、京都府の建設工事等(建設工事及び 測量等業務委託をいう。以下同じ。)の発注における設計図書の作成、設計価格、 予定価格及び最低制限価格等の作成、契約の方法の選択、入札参加要件の設定、 指名業者の決定、契約相手方の決定その他の事務をいう。
- 2 この行動指針において「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。
- 3 この行動指針において「業界関係者」とは、京都府の建設工事競争入札参加資格者名簿及び測量等業務競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に記載されている事業者の役員、従業員、代理人その他これらに準じる者並びに有資格者名簿に記載されていない事業者のうち、現に京都府と契約している建設工事等の請負者及び受託者並びに下請負者及び業務の一部を再委託された者又は積算事務において依頼により見積りを行った者である資機材メーカー等の役員、従業員、代理人その他これらに準じる者(それらの者が、自己の利益を図るため、発注担当職員以外の職員(以下「担当外職員」という。)をして当該担当外職員の影響力を発注担当職員に対して行使させる場合においては、当該担当外職員を含む。)をいう。
- 4 この行動指針において「働きかけ」とは、業界関係者が発注担当職員に対し、 次に掲げる行為を求める行為で建設工事等に係る公正な事務の実施を妨げるおそ れのあるものを行うことをいう。
- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 発注事務に関する秘密を漏えいする行為
- (3) 職務を行う上で特定の業界関係者を有利又は不利に取り扱う行為(不作為を含む。)

第3章 業界関係者との接触の規制

- 1 発注担当職員は、職務上特に必要な場合を除き、業界関係者と接触(面会、電話、メール、FAX等その手段は問わない。以下同じ。)をしてはならない。
- 2 私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)にある業界関係者との接触については、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等を考慮して、公正な職務の執行に対する府民の疑惑や不信を招くおそれがないことが明らかであると認められるものに限り、1の規定の例外とする。
- 3 予定価格の事後公表をする建設工事に係る発注担当職員は、起工伺いに際し当該建設工事の設計価格を知り、又は推測できる情報を得たときから、落札者が決定されるときまでの間において、業界関係者と接触した場合は、8に準じ接触等記録票の作成等を行わなければならない。
- 4 発注担当職員は、公私を問わずいかなる状況においても、業界関係者から働きかけと疑われる行為があった場合は、当該業界関係者に対して、この行動指針の働きかけに該当する可能性がある旨を伝え、直ちに接触を中止するとともに、発注担当職員の所属長(以下「所属長」という。)に報告を行わなければならない。
- 5 1から4までの規定は、当該行為の相手方が業界関係者である限り、当該相手 方が府の退職者であるか否かにかかわらず適用されるものとする。
- 6 発注担当職員は、1から5までの規定の適用について疑義が生じた場合は、所属長に相談し、その指示に従わなければならない。
- 7 発注担当職員は、業界関係者と職務上特に必要な接触をするときは、次のこと を遵守しなければならない。
- (1) 業界関係者との接触は、次に掲げる場所で行うこと。
 - ア 庁舎内にあっては、執務室以外の会議室等。ただし、諸事情により執務室 で行う場合は、パーティション等で区画するなど、適切な情報保全のための 措置をとった場所

イ 庁舎外にあっては、建設工事等の現場等の業務上必要な場所

- (2) 業界関係者との接触は、原則として複数の発注担当職員で行うこと。
- (3) 接触する業界関係者に対して、接触等記録票を作成することをあらかじめ伝えること。
- 8 発注担当職員は、7により業界関係者と接触を行ったときは、次の対応をとらなければならない。ただし、建設工事等の監督業務に係る接触については、請負工事等監督要領によるものとする。
- (1) 接触内容等を接触等記録票(別紙様式)に記録すること。
- (2) 作成した接触等記録票により所属長に報告を行うこと。
- (3) 報告済の接触等記録票を担当所属において5年間保存すること。

第4章 その他の規制等

- 1 発注担当職員は、この行動指針の遵守状況について常に自己点検を行うとともに、研修への参加等を通じて倫理意識の向上に努めなければならない。
- 2 発注担当職員は、職務上特に必要がある場合を除き、他の職員に対して発注事務に関する秘密を提供してはならない。

第5章 本行動指針の実効性の確保のための取組

- 1 所属長は、所属の発注担当職員一人ひとりに対し、研修をはじめ機会のあるごとにコンプライアンスの確保に関する意識啓発を行うことにより、府民全体の奉仕者であること及び自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを自覚させるようにしなければならない。
- 2 所属長は、長期にわたって同一事務に従事すること及び特定の発注担当職員に 権限が集中することは、不適正な事務執行につながるおそれがあることを踏まえ、 発注担当職員の事務分担の定期的な変更及び特定の発注担当職員への権限集中の 防止をしなければならない。
- 3 所属長は、発注担当職員からこの行動指針に関して相談等を受けた場合は、必要な指導及び助言を行わなければならない。
- 4 所属長は、常に発注担当職員が特定の者と府民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかを確認し、必要に応じて、発注担当職員のコンプライアンスの確保に関し、指導及び助言を行わなければならない。
- 5 所属長は、各所属に入札コンプライアンス管理指導チーム**を設置し、発注担当職員への日常的な指導を行わせるとともに、接触に係る記録や入札関係情報の管理など各所属のコンプライアンス確保方策の実施状況の確認を行い、必要に応じてその見直しをさせるものとする。
- 6 所属長は、第3章4の規定により発注担当職員がこの行動指針の働きかけに該当する可能性がある旨を伝えた後、更に当該業界関係者が働きかけと疑われる行為を行った場合は、本庁部局長に報告しなければならない。この場合において、関係部局は、当該業界関係者が属する事業者等に対しその内容に応じて指名停止等の厳正な措置を講じるとともに、当該働きかけの内容についてホームページ等で公表するものとする。
- 7 所属長は、この行動指針に違反する行為があり、公正な事務の実施を妨げるお それがあると認めた場合は、直ちに入札手続を中止しなければならない。
- 8 本庁部局長は、建設工事等を発注する各部局に入札コンプライアンス管理指導者*2を置き、各所属に設置された入札コンプライアンス管理指導チームと連携しながら、発注に係る部局のコンプライアンス対策とその実施について総括的な管理指導を行わせるものとする。
- 9 総務部長は、建設工事等の発注事務等に関し、定期的に各部局の綱紀保持方策の実施状況について報告を求め、その実効性の確保に努めるとともに、コンプライアンスの確保に関し、第三者委員会の評価・検証を受けながら、PDCAサイクルを実施し、柔軟に、かつ、迅速に改善策を講じるものとする。
- 10 全ての職員は、職務上特に必要がある場合を除き、発注担当職員から発注事務 に関する秘密を入手しようとしてはならない。
- 11 全ての職員は、この行動指針が建設工事等の発注事務等についての適正な行動 基準を定めたものであり、故意に接触記録を報告しないことその他のこの行動指 針に違反する行為をすれば、懲戒処分指針に基づき免職、停職等の懲戒処分の対 象となり得ることを常に認識して行動しなければならない。
- *1 入札コンプライアンス管理指導チームは、各所属において副課長相当以上の職の者で構成することとし、員数は組織規模に応じて設定する。
- *2 入札コンプライアンス管理指導者は、各部局の管理職のうち、建設工事等の起工伺いの決裁ルート上に無い者から選定する。

接触等記録票

所属長 様

所属 職・氏名

次のとおり、業界関係者との接触等について報告します。

平成 年 月 日 :	~ :
□庁舎内 □庁舎外	
所属: 役職:	氏名:
□有() □無
	所属: 役職:

建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共事業の入札手続に当たり、公正かつ自由な競争を確保し適正な契約を 実施するため、建設工事等(建設工事及び測量等業務委託をいう。以下同じ。)の入札に係る 非公開の情報に関する問い合わせ及び働きかけ等(以下「問い合わせ等」という。)について 記録し公表することに関し、必要な手続を定める。

(対象となる問い合わせ等)

- 第2条 対象となる問い合わせ等は、建設工事等の入札に関する業務に係るもので、勤務時間の 内外を問わず、起工から落札者決定までの間になされたもの全てとし、面会、電話、メール、 FAX等、問い合わせの手段は問わない。ただし、次に掲げるものは除く。
 - (1) 京都府電子入札システム等において質問及び回答として処理するもの
 - (2) 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの
 - (3) 要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
 - (4) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの
 - (5) その他これらに類するもの
- 2 前項に規定する問い合わせ等をする者は、個人、企業、団体、行政機関等の現・元職員など、 何人であるかを問わない。

(記録及び報告)

- 第3条 問い合わせ等を受けた職員(以下「職員」という。)は、問い合わせ等の内容について、 次に掲げる事項を建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等記録票(様式第1号)に記録し、 直ちに当該記録票により所属長に報告するものとする。
 - (1) 日時
 - (2) 場所
 - (3) 問い合わせ等をした者の氏名・名称
 - (4) 問い合わせ等の方法(面会、電話、電子メール、FAX等)
 - (5) 案件名
 - (6) 問い合わせ等の内容
 - (7) 京都府の対応内容
 - (8) その他事項
- 2 職員は、問い合わせ等をした者に対して、その内容を記録し、不正・不当な問い合わせ等で あると府が判断するものについては公表される旨をあらかじめ伝えるものとする。
- 3 報告済の記録票は、担当所属において5年間保存する。
- 4 所属長は、職員が作成した記録票のうち、不正・不当な問い合わせ等であると判断したものについては、所管部局の入札コンプライアンス管理指導者及び入札課長へ報告するものとする。

(公表方法)

- 第4条 入札課長は、報告された問い合わせ等の内容について、府ホームページにおいて、建設 工事等の入札情報に関する問い合わせ等一覧(様式第2号)により公表するものとする。
- 2 前項の公表は、月毎に集計し公表するものとする。

(雑則)

第5条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月5日から施行する。

建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等記録票

(1)	日 時							
(2)	場							
(3)	問い合わせ等をした 者の氏名・名称							
(4)	問い合わせ等の方法	□面会	□電話	□メール	\Box F A X	□その他	()
(5)	案 件 名							
(6)	問い合わせ等の内容							
(7)	問い合わせ等を受け た職員の対応内容							
(8)	特 記 事 項 (所属長の指示等)							

建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等一覧

受 付 年月日	問い合わせ等を した者の属性 (個人、企業、団体等)	問い合わせ等の内容	担当課 又は 公 所	京都府の対応内容	備考

備考:個人、個別企業等が特定される情報は含めていない。